NO.273 20228月-

認定NPO法人 北海道自由が丘学園・ともに人間教育をすすめる会 (振込先:郵便局 02790-6-9847 北海道自由が丘学園をつくる会)

支援会員・寄金 3,000円 (年額) *会員には、本通信を配布します。

〒062-0051 札幌市豊平区月寒東1条15丁目5-11 TEL(011)858-1711 FAX(011)858-1333

URL http://:www.hokijoka.net E-mail: codmokan@agate.plala.or.ip



<7/13・「川の探検」>

サマーキャンプは3年ぶり1泊 型で後志郡余市町へ。初日、畑の 野菜手入れをした後に登川で自 然体験/探索。小中学生はそれぞ れの好奇心を発揮して…

下・写真:スクール施設で栽培している ナスビ〜開花して実も・・(他にもキュ ウリ・ハーブ・イチゴ・・ダリア・ヒマワリ

■■ INDEX ■■

P1: 巻頭言

P2: ヒューマントラスト/運動他

p3: 講座、学校設立運動

p4-5:サマーキャンプ

p6-7:スクール初等部、居場所

p8: エッセー、カレンダー、後記

[チラシ、案内他]

現在に生きる子どもたちに、今こそ権利としての遊びと文化を! ─「子どもの権利条約31条」の重要性─ 認定 NPO 法人·代表理事/学園長 大塚 勲

国連子どもの権利条約(1989年採択、日本の批准は1994年)第31条には、①休息・余暇の権利、 ②遊び・レクリエーションの権利、③文化的生活・芸術への参加の権利という「3 つの権利」が規 定されている。そして、特に「遊びは子どもの主食」であることを軸に、子どもの遊びと文化の権 利を重視する『31条の会』(以下『会』とする)が様々な取り組みを進めている。

2020年4月、『会』は「コロナ・アピール」を出して子どもたちの生活と文化を守る重要性と必 要性を訴えたが、その中で学校とは「教育・学習の場であることはもちろん、子どもの福祉と安全 を守る場、遊び仲間やスポーツ・文化活動を通じて子どもの発達と文化の権利を保障する場」であ ることを強調している。しかし現実の学校は、休校が終わると「学力の回復」が最優先課題となり、 「遊びや交流の回復」は軽視された状況が続き、コロナ拡大が続く中で、「不登校」になる小中・高 校生は増え続けている。

2年前、東海大学札幌キャンパスの塚本智宏さんは「(子どもたちは) 単に未来のためにお勉強し ているだけの存在ではない。現在に生きて生活して闘い、この社会をつくっている人間たちなので ある。どうやってこの困難な時期を乗り越えたのか、それを50年後語れるのは彼らだけである」と 述べていたのを思い出す。自由が丘月寒スクールは、この2年余りのコロナ禍の中でも、"子どもの 学びと安心して通える居場所の維持・継続"に最大限の努力を払ってきたが、今後もいっそう「子 どもたちが主人公」をつらぬきながら、上記の3つの権利をさらに積極的に実現する取り組みが求 められていると改めて感じている。